

平成27年4月20日

四街道市長  
佐渡 斉 様

みそら自治会会長 廣島 宏造



ごみ処理施設問題についての市と自治会との交渉の

基本的取り決め事項に対する意見・質問への回答

4月15日 廃 第3号にて、市から意見・質問がありましたので、自治会の考えをお知らせします。

【意見・質問】

①について

対市交渉委員はごみ処理施設問題の解決にあたり、幅広く自治会員の意見を取り入れる必要があること、並びに専門的な知識を有する方の意見を頂戴する為に参加していただきます。市との話会いの際では役員と同列で発言していただきます。

②について

平成27年4月20日付けの「ごみ処理施設問題の第一回交渉会の開催日程と議題について」を参照願います。

③について

傍聴者は提案どおりに、みそら住民のみとします。その理由を下記します。

1. 市の言われる、「四街道市民であれば誰でも傍聴できることとしたい」とした場合、
  - ・全市民に交渉会の日時、場所を市が通知されるのですか？
  - ・私達は、開催場所をみそら集会所と考えています。全市民に通知することにより、多くの傍聴者が参加された場合の対応をどのように考えられているのですか？以上の2点から、混乱を防ぐ意味に於いても傍聴者はみそら住民としたいと考えます。
2. ごみ処理施設問題は全市的問題であることは十分認識しています。しかし、そのことは、【追加事項等】に記載されている「広報紙等に掲載する事ができる。」で対応可能と考えます。

④について

交渉会の開催は原則月一回以上とし、諸事情を考慮して柔軟に対応する。

【追加事項等】

- ・交渉会の開催時間は概ね2時間とします。
- ・交渉会での議論は、充実したものとする為に出来るだけ議題は双方事前に通告して行う事に異論はありません。しかし開催の10日までに通告することに拘る必要はないと思います。
- ・意見・質問の文書に対する回答に15日は長すぎると考えます。内容により回答に時間がかかることもありますからその時々で決めることとしたい。
- ・交渉会の議事録並びに配布文書については、情報公開の対象で問題ありません。
- ・それぞれの広報誌に掲載することは当然と考えます。

以上

